

高齢者の障害者控除について

65歳以上で介護認定を受けている高齢者は、身体障害者手帳を持たなくても町の確認事項に該当すると障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

- ※確定申告をする際には必ず申告前に健康長寿課で確認をお願いします。
- ※証明書の発行には時間がかかる場合があります。

問 健康長寿課 ☎内線222

おむつに係る費用の医療控除について

おむつの医療費控除を受けることが2年目以降で、要介護認定を受けている人は、町の確認事項に該当すると「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行することができます。医療費の控除を受けることができます。(1年目の人は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。)

問 健康長寿課 ☎内線222



あなたは申告する必要があるでしょうか？ 確認してみましょう。

